

松江市開発交流プラザ設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市開発交流プラザ（呼称：松江オープンソースラボ。以下「ラボ」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 松江市はIT産業振興を図ることを目的として、オープンソースソフトウェア（以下「OSS」という。）をはじめとするIT技術の活用を通じて地域産業の発展に資するとともに、ITに関する技術・情報の交流、人材育成及び技術者・利用者のコミュニティ形成を推進する拠点施設として、松江テルサ別館2階にラボを設置する。

(利用目的)

第3条 本市は、前条の目的を達成するため、ラボを次に掲げる活動に限り利用に供するものとする。ただし、営利を目的とする利用は認めない。

- (1) 各種情報の収集及び発信
- (2) 産学官連携の推進
- (3) 研修等の実施
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

(利用者の範囲)

第4条 本市は、ラボをOSSをはじめとするITに関する企業、技術者、研究者、学生、ユーザー、教育機関、産業支援団体等の利用に供するものとする。ただし、新産業創造課長が適当と認めた場合は、この限りではない。

(開館時間)

第5条 ラボの開館時間は、午前9時00分から午後9時00分までとする。

(休館日)

第6条 ラボの休館日は、松江勤労者福祉センターの休館日とする。ただし、新産業創造課長が必要と認めるときは、この限りではない。

(利用手続等)

第7条 ラボの利用を希望する者は、次表に定める手続により申請を行うものとする。

2 イベントスペースは、占有して利用することができるものとし、占有利用を行う場合は、新産業創造課長の承認を受けなければならない。

3 コワーキングスペースは、占有して利用することができない。

区分	利用種別	申請方法	申請期限
イベントスペース	占有	しまね電子申請サービス (松江市)	利用日の 1週間前まで
	上記以外	松江テルサ事務局	当日
コワーキングスペース	占有以外	松江テルサ事務局	当日

(利用者の遵守事項)

第8条 ラボを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 新産業創造課長の許可を受けずに、ラボ内でアルコールを伴う飲食を行わないこと。
- (2) ラボ内で物品の販売等、営利が発生する利用を行わないこと。
- (3) 火薬、凶器等の危険物をラボ内に持ち込まないこと。
- (4) ラボ内の秩序又は風俗を乱す行為を行わないこと。
- (5) 火災及び盗難の発生防止に努めること。
- (6) 職員の指示に従うこと。
- (7) その他、新産業創造課長が定める事項に従うこと。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設の利用を終了したときは、自己の責任において当該施設を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(損壊の届出)

第10条 利用者は、施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、速やかに新産業創造課長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により、利用者がラボの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は新産業創造課長が定める。

附則

この設置運営要領は平成18年7月31日から施行する。

附則

この設置運営要領は平成21年6月1日から施行する。

附則

この設置運営要領は平成23年4月1日から施行する。

附則

この設置運営要領は平成25年6月1日から施行する。

附則

この設置運営要領は平成27年6月9日から施行する。

附則

この設置運営要領は平成30年11月12日から施行する。

附則

この設置運営要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

この設置運営要領は令和3年1月1日から施行する。

附則

この設置運営要領は令和4年4月1日から施行する。

附則

この設置運営要領は令和6年4月1日から施行する。

附則

この設置運営要領は令和8年4月1日から施行する。

(第8条関係)

松江市開発交流プラザ設置運営要領第8条(1)に規定するアルコールを伴う飲食利用に関する許可条件

懇親会等単独の開催は認めないものとし、セミナー・勉強会等(以下「セミナー等」)終了後、下記に示す条件を満たす場合に許可するものとする。

1. セミナー等に続いて懇親会を開催するもので、以下のいずれかに該当する場合とする。
 - (1)主に県外等から招聘する著名な講師によるセミナー等終了後、引き続き懇親会を開催することにより一層の技術・情報の交流及び人材育成が図られると認められるもの
 - (2)懇親会に合わせてプレゼンテーションや展示を行うなど、ラボの施設・設備を利用することで、会の趣旨が充実すると認められるもの
2. 開催時間は18時以降とし、1時間30分以内とするものとする。また、隣室入居者への騒音や翌日以降の利用者への影響(汚損・匂い等)に配慮すること。
3. 清掃を徹底すること。ゴミ袋等は主催者が用意し、発生したゴミは主催者の責任で持ち帰り処分すること。なお、入室時及び退室時にはテルサ事務局職員立会いのもと利用前後の状況を確認すること。
4. 施設又は設備の破損、又は清掃で原状回復が困難な著しい汚損が生じた場合は、管理者が原状回復を行うものとし、その費用は主催者が負担するものとする。
5. アルコールを伴う利用については、事前に松江市担当者と協議すること。